

電子申請の受付について

長野市上下水道局 営業課

各種申請書類の電子申請化

○事業者・お客様のメリット

- ・いつでも、どこでも申請が可能となり、利便性が向上
- ・申請の際の移動時間や交通費、郵送料等のコスト削減が可能

○上下水道局のメリット

- ・審査や決裁がPC上でできるようになり、テレワーク推進が可能
- ・窓口対応や、申請書類のデータ化作業が不要となることで、人件費を抑制

今まで営業課では、給排水工事申請書類を始め、多くの申請書類を紙で対応しており、申請書類の提出や給排水設備に関する相談でカウンターは混雑している状況となっています。

申請書類等を電子申請化していくことにより

○事業者・お客様のメリットとしては、

- ・いつでも、どこでも申請が可能となり、利便性が向上する
- ・申請の際の移動時間や交通費、郵送料等のコスト削減が可能となります。

また、

○上下水道局のメリットとしては、

- ・審査や決裁がPC上でできるようになり、テレワーク推進が可能
- ・窓口対応や、申請書類のデータ化作業が不要となることで、人件費を抑制することができる

などが考えられます。

これらのことから営業課では申請書類の電子申請化に取り組んでいくこととなりました。

令和4年度（R4.5.10～）開始済

○給排水工事関係

- ・連絡工事施工届出書
- ・水道使用開始届
- ・排水設備使用開始・再開・休止・廃止届

○使用水量及び汚水排除量の認定関係

- ・汚水排除量認定用メーター使用開始（廃止）届
- ・汚水排除量認定用メーター設置申請書
- ・給水装置修繕に伴う使用水量等の減量認定申請書

○浄化槽設置・移行関係

- ・戸別浄化槽設置申出書
- ・既設浄化槽維持管理申出書

※申請書は「個別フォーム」のもの

（枚数が多いもの、専用フォームに入力することで検索や印刷、申請一覧のCSV出力も可能。）
それ以外は「総合フォーム」（word等で作成した書類を添付して送信するだけの簡易なフォーム。）

上下水道局では、平成19年から、水道の開栓、閉栓届の電子申請による受付を行っており、開栓約6000件、閉栓5500件の申請を受付けていました。令和3年4月1日から 申請書等への押印が廃止されたこともあり、令和4年5月10日より、一部書類について、電子申請による受付を開始しました。

給排水工事関係では

- ・連絡工事施工届出書
- ・水道使用開始届
- ・排水設備使用開始・再開・休止・廃止届

が電子申請による受付を開始しています。

また、

○使用水量及び汚水排除量の認定関係では

- ・汚水排除量認定用メーター使用開始（廃止）届
- ・汚水排除量認定用メーター設置申請書
- ・給水装置修繕に伴う使用水量等の減量認定申請書

○浄化槽設置・移行関係では

- ・戸別浄化槽設置申出書
- ・既設浄化槽維持管理申出書

が電子申請による受付を開始しています。

令和5年度開始①

○給排水工事関係

- ・ 給水装置工事承認申込書、変更申込書、完了届【一般住宅のみ】
- ・ 排水設備工事計画確認申請書、変更申請書、完了届【一般住宅のみ】
- ・ 給水協議書（飯綱高原）
- ・ 3階直結給水協議書
- ・ 受水槽設置協議書
- ・ 直結式スプリンクラー設備設置協議書
- ・ 認可前着工承認申請書
- ・ 給水装置工事取消届
- ・ 水道使用廃止届
- ・ 給水装置・水質検査請求書

令和5年度から電子申請の受付を開始したのはこちらの書類です。
一般住宅だけになりますが、給排水設備工事申請書類の受付を開始しました。
また、工事申請書類に関係する協議書等についても同じく受付を開始しました。

令和5年度開始②

○使用水量及び汚水排除量の認定関係

・汚水排除量減量報告書

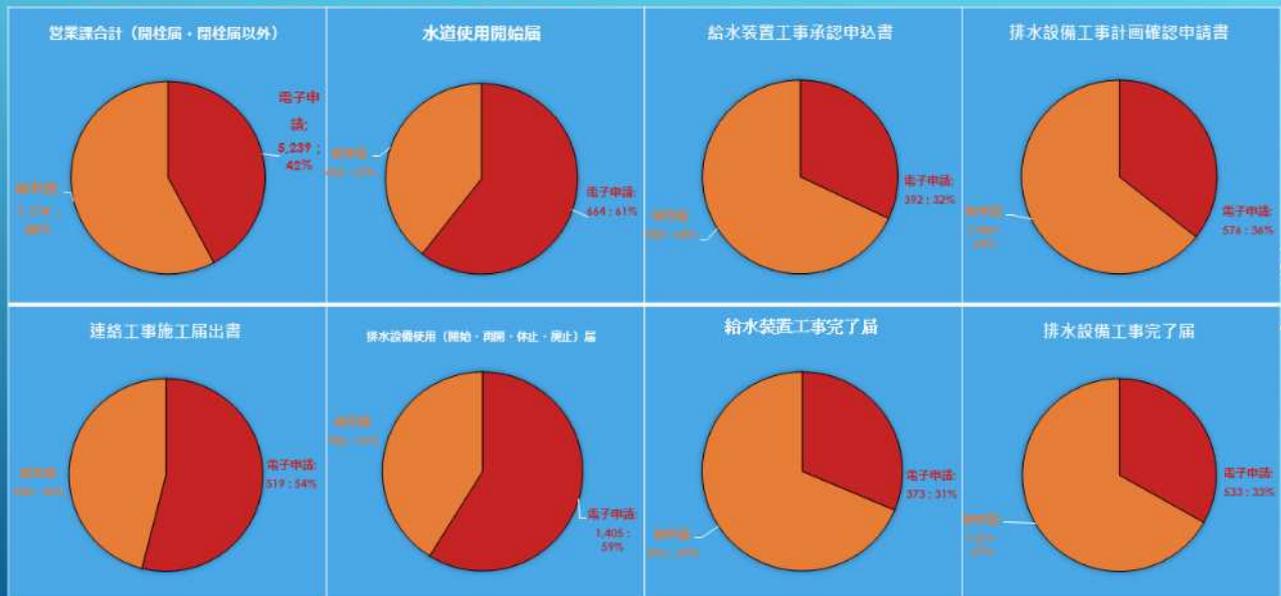
- ・汚水排除量減量認定申請書
- ・汚水排除量認定方法変更届
- ・汚水排除量認定居住者数等変更届
- ・汚水排除量認定廃止届
- ・水道用途変更届

○各戸検針関係

- ・適用申込書
- ・各戸メーター取替報告書
- ・各戸メーター増設・廃止届
- ・給水装置検針形態変更届

また、同じく令和5年度には、
使用水量及び汚水排除量の認定関係、各戸検針関係の標記の書類も電子申請の
受付を開始しました。

令和5年度電子申請件数



令和5年度の電子申請受付実績になります。

電話による届け出が多い開栓届、閉栓届以外の営業課全体の申請につきましては、電子申請が5,239件、42%となっています。

給排水申請関係では、令和4年に開始した連絡工事届、水道使用開始届、排水設備使用開始外届については、およそ6割程度は電子申請を利用いただいています。

令和5年度から開始しました工事申請関係については、およそ1/3程度を電子申請で申請いただいています。

令和7年度開始予定

○給排水工事関係

- ・給水装置工事承認申込書、変更申込書、完了届【一般住宅以外】
- ・排水設備工事計画確認申請書、変更申請書、完了届【一般住宅以外】
- ・その他すべての申請関係書類

令和9年4月1日から完全電子化する予定
(紙ベース申請の廃止)

今後の予定になります。

令和7年からは、一般住宅以外の給水装置工事承認申込書等 及び排水設備工事計画確認申請書等
その他すべての申請関係書類の受付を開始する予定です。

そして、令和9年4月1日からは、
紙ベースの申請はすべて廃止し、完全電子化する予定です。

スケジュール



スケジュールを表にしたものになります。

ながの電子申請サービス

ながの電子申請サービス (長野市)

申請の検索 | 申請書ダウンロード | ログイン | 利用状況

いつでも、どこでも、お役所暮らしをインターネットで済ませることができます
手続き開始へ

手続の申込

検索ワード

検索範囲 個人利用での手続き 法人利用での手続き

手続の一覧

【9月2日 (金) 古田保健センター】 「もぐもぐ離乳食教室」の参加申込	【9月12日 (月) 高島保健センター】 「もぐもぐ離乳食教室」の参加申込
---	--

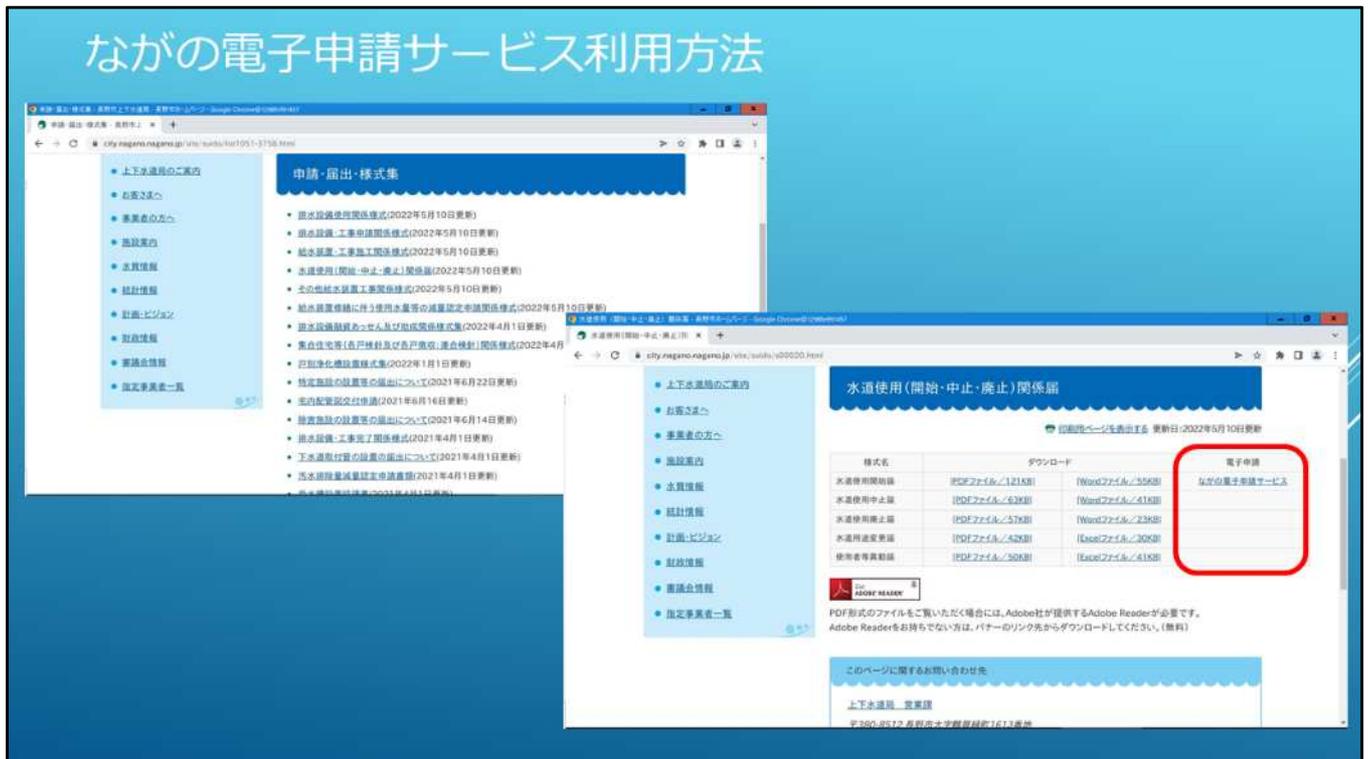
- ▶ 長野県及び県内市町村と共同で電子申請サービスの提供を行っています。

次に電子申請の利用方法について説明させていただきます。

電子申請には、ながの電子申請サービスというシステムを利用しています。

これは、長野県及び県内市町村が共同でサービスの提供を行っている電子申請システムです。

ながの電子申請サービス利用方法



ながの電子申請サービスへは、上下水道局のホームページにある申請・届出・様式集にも電子申請へのリンクを用意しています。

ながの電子申請サービス利用方法

ながの電子申請サービス (長野市)

申請団体選択 | 申請書ダウンロード | ログイン

手続き申込

利用者ログイン

利用者ID: 水産庁事務官様
発行時期: 2022年1月12日(木) 09:00 ~

[利用者登録せずに申し込むはこちら>](#)

[利用者登録はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

パスワードを入力してください

ログイン

- ▶ リンクをクリックすると手続き申込画面に進みます。
- ▶ 初回利用時は利用者登録してください。
- ▶ 登録済みの方はログインに進んでください。

先ほどのリンクをクリックすると
各申請手続きの申込画面に進みます。

初めて利用する時は、
先に利用登録していただくことをお勧めします。
登録していただくと申請履歴等の確認が容易に行えるようになります。

すでに登録されている方は、
ログイン画面から利用者ID、パスワードを入力してお進みください。

なおここで登録いただいたメール宛てに審査の進捗を連絡させていただきますので
必ず確認していただくようお願いいたします。

ながの電子申請サービス利用方法

ながの電子申請サービス (長野市)

申請内容入力ページ

申請内容

申請年月日

申込人郵便番号

申込人住所

申込人氏名

- ▶ 申請情報入力ページです。
- ▶ 内容を確認して正確に入力してください。
- ▶ 法人の場合は必ず代表者名・フリガナを入力してください。

こちらは申請情報の入力ページになります。

内容をよく確認していただき、正確に入力してください。

特に申込人等が法人の場合は、代表者名、フリガナの入力を忘れずをお願いします。

また、電話番号は必ず“－”をいれて入力していただくようお願いいたします。

ながの電子申請サービス利用方法

申請情報入力ページ下部です。

- ▶ 申請情報入力ページ下部です。
- ▶ 必須項目はすべて入力してください。
- ▶ 添付ファイルがある場合は、添付ファイルを設定してください。なお、ファイル形式は、PDFでお願いします。
- ▶ 入力が終わりましたら確認へ進み、システムの指示により手続きしてください。

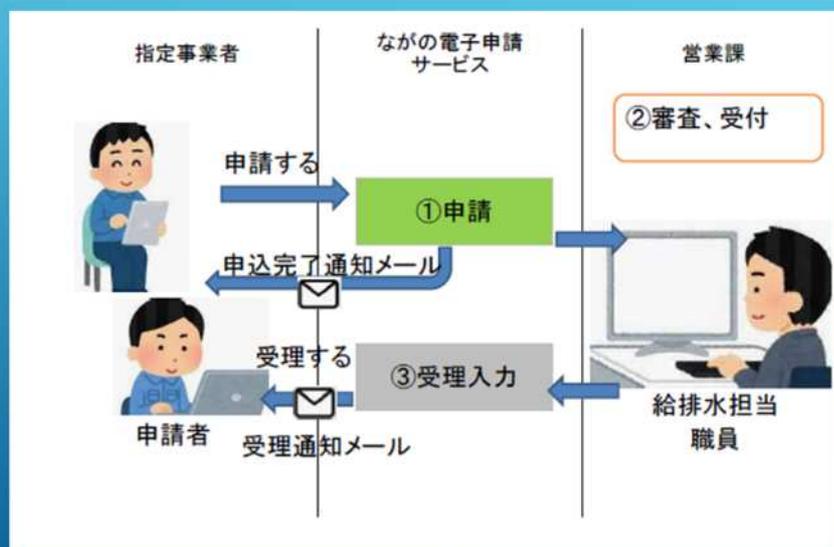
申請情報入力ページの下部になります。

必須項目はすべて入力してください。

位置図などが必要な申請は、添付ファイルとして添付してください。
なお、ファイル形式は、なるべくPDFでお願いします。

必要な項目の入力が終わりましたら、ページ最下部の「確認へ進む」をクリックし、その後システムの指示により手続きしてください。

電子申請手順



こちらは電子申請の手順を示した図になります。

一般的な申請については 図のような流れとなります。

指定事業者からながの電子申請サービスにより申請いただきますと、営業課において審査、受付を行います。

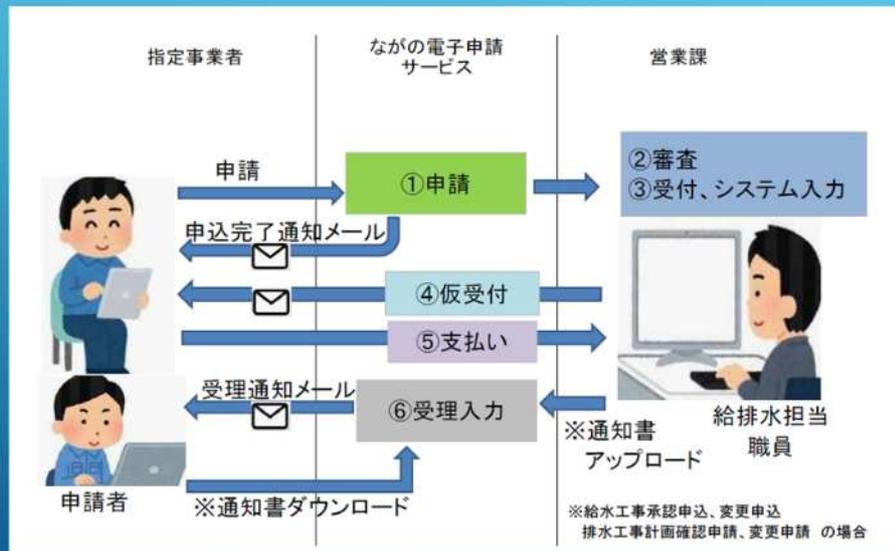
審査の結果、問題がなければ受理します。受理通知メールを送りますので内容を確認してください。

もし、審査の結果不備がありましたら、申請を返却しますので、修正してください。

訂正依頼時の再申請については、【再申込する】ではなく、【修正する】を押下して再申請してください。

再申込は当初のものとは別の申請として新たに申請されてしまいますのでご注意ください。

- ・ 給水装置工事承認申込書、変更申込書、完了届【一般住宅のみ】
- ・ 排水設備工事計画確認申請書、変更申請書、完了届【一般住宅のみ】

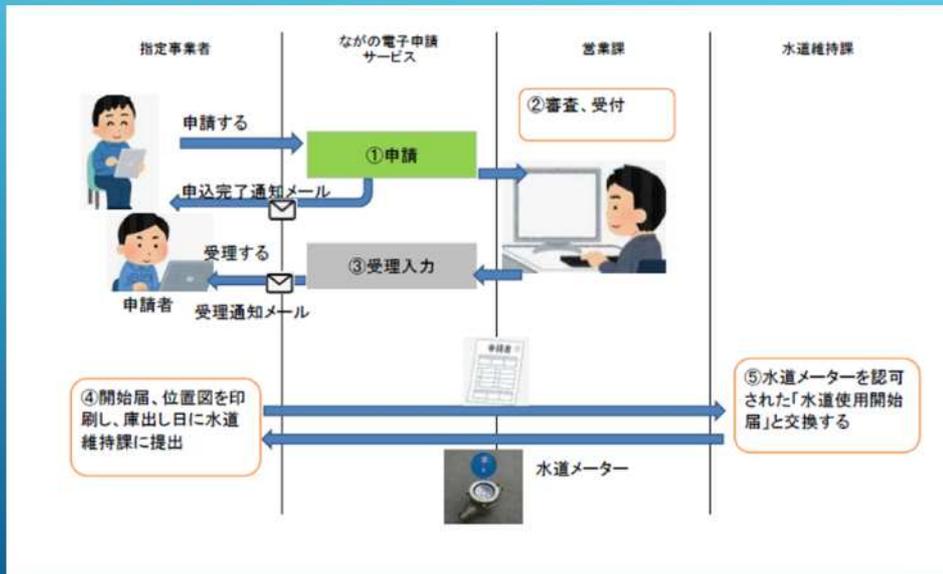


こちらは給排水設備工事の電子申請手順を示した図になります。

一般的な申請と違い納付書の発行や承認書類の返送等手順が複雑になっています。その都度メールにてお知らせしますので確認して対応してください。

手数料等はシステム上で対応できないため、納付書での対応となります。お手数ですが取りに来ていただきますようお願いします。

水道使用開始届申請手順



これは水道使用開始届の手順を示した図になります。

電子申請の手順としてはほかの申請と同じですが、メーターを受け取る際に開始届が必要となりますので、

③の受理通知メールを受け取りましたら、開始届と位置図を印刷していただき、庫出し日にメーターと引換えに水道使用開始届を提出してください。

申請内容照会ページ

キーワードで探す

整理番号 手続き名

申込日 カレンダー ~ カレンダー

入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

2022年04月04日 14時10分現在

並び替え 表示数 20件ずつ表示

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
512336002609	水道使用開始届	上下水道用営業課 給排水担当	2022年3月18日14時	完了	<input type="button" value="詳細"/>
286500998315	連絡工事施工等届出書	上下水道用営業課 給排水担当	2022年3月14日10時	処理待ち	<input type="button" value="詳細"/>
451716261291	排水設備使用開始・再開・休止・廃止届	上下水道用営業課 給排水担当	2022年3月11日13時	処理待ち	<input type="button" value="詳細"/>
099780285006	排水設備使用開始・再開・休止・廃止届	上下水道用営業課 給排水担当	2022年3月10日10時	完了	<input type="button" value="詳細"/>

- ▶ 申込内容照会のページです。
- ▶ 利用者登録してあると、申請履歴が確認できます。
- ▶ 水道使用開始届については、メーターと交換で提出する必要があります。詳細をクリックして内容を表示してください。

こちらは申請内容の照会ページになります。
利用者登録を行っているとお申請履歴が確認できます。

手続きの一覧が表示され、現在の処理状況が確認できます。

水道使用開始届については、メーターと交換で水道維持課に提出する必要があるため、
詳細をクリックして、詳細ページに進んでください。

水道使用開始届

申請内容概要	
申請内容を確認してください。	
手続名称	水道使用開始届
登録番号	51236002008
申請状況	完了
処理履歴	2022年3月18日14時57分 受理 2022年3月18日14時32分 修正 (担当書記) 2022年3月18日14時30分 申込

伝達事項

日時	内容
	伝達事項はありません。

申込内容

2022/03/18 14:30 2022/03/18 14:30

- 書類の控えが必要な場合もこちらから出力してください。

- 申請内容の詳細が表示されますので、内容をご確認いただき、ページ最下部の「PDFファイルを出力する」をクリックしてください。
- 帳票が出力されますので、位置図と共に印刷して水道維持課へ提出してください。

申請内容詳細	
用途区分	業務用
申込の区分	口径変更(φ20 21-000001, φ20 21-000002)
メーター口径	20
ボックス	鋼鉄小判
地図情報	22ページ タテA ヨコ1
メーター位置 (敷地内)	敷地内
メーター位置 (東西向き)	東西向き
送信情報	51236002008 長野地区 φ20 84.3.18受付
添付ファイル	【ながの電子申請サービス】申請書.pdf

2022/03/18 14:30 2022/03/18 14:30

印刷後、必ずブラウザを閉じてください。

一頁へ戻る 再申込する

PDFファイルは、PDFファイルとして出力されます。PDFファイルを出力する

こちらが水道使用開始届の詳細ページです。

申請内容が表示されますのでご確認ください、ページ最下部にある「PDFファイルを出力する」をクリックしてください。
また少し上段に表示されている添付ファイルの位置図もクリックしてください。

水道使用開始届と位置図の帳票が開きます。

そのほかの申請においても、こちらからPDFを出力することにより、書類の控えとして保管できます。

水道使用開始届の注意事項

- ▶ 給水を受ける場合は、水道使用開始届を申請してください。
- ▶ メーター1器ごとに申請が必要です。
- ▶ メーター庫出し希望日の**前日正午**までに申請してください。前日が休庁日の場合は、受付できませんので**休庁日前の営業日正午**までに申請してください。
- ▶ 申請を受理しましたら、申請番号、受付日等を記入した水道使用開始届を返送しますので、位置図と共に印刷して、庫出し日にメーターと引換えに水道維持課へ提出してください。
- ▶ 位置図を添付してください。

各申請における注意事項についてお話しさせていただきます。

水道使用開始届の注意事項です。

メーター1器ごとに申請が必要になります。

給水契約はメーターごとの契約となりますので、アパート等複数のメーターがある場合でもメーター1器ごとに申請をお願いします。

申請はメーター庫出し希望日の前日正午までをお願いします。

紙申請の場合は前日受付分までとじていますが、電子申請の場合はいつでも申請できることから、

受付漏れを防ぐため、前日の正午までとじています。

なお庫出し日前日が休庁日の場合は、休庁日前日の正午までとなります。

連絡工事施工等届出書の注意事項

- ▶ 配水管から給水管を分岐する工事、受水槽水張り、通水検査、量水器取付等を行う場合は、施工予定日の**1週間前**までに管理者に連絡工事施工等届出書を提出してください。
- ▶ 立会が必要な場合は、立会希望日の**10日前**までに職員と日程調整してください。
- ▶ 断水工事の場合は、別途配水管連絡工事施工届（A3判）を提出してください。（本申請に添付して送っていただいてもかまいません。）

連絡工事施工等届出書の注意事項になります。

配水管から給水管を分岐する工事、受水槽水張り、通水検査、量水器取付等を行う場合は、
施工予定日の**1週間前**までに管理者に連絡工事施工等届出書を提出してください。

局職員の立会が必要な、不断水分岐、断水工事、受水槽水張などは、
立会希望日の**10日前**までに職員と日程調整してください。

断水工事の場合は、配水管連絡工事届（A3判）も提出してください。
電子申請に添付で送っていただいても構いません。

排水設備使用（開始・再開・休止・廃止）届の注意事項

- ▶ 排水設備の使用を開始、再開、休止または廃止する場合に申請してください。
- ▶ メーター1器ごとに申請が必要です。
- ▶ 給水状況が変更になる場合は、給水系統を記した平面図を添付してください。
- ▶ 休止・廃止の場合は排水設備をキャップ止めした写真と敷地全景写真を添付してください。

排水設備使用開始等届の注意事項になります。

水道の使用開始同様、メーター1器ごとに申請が必要になります。排水契約もメーターごとの契約となりますので、アパート等複数のメーターがある場合でもメーター1器ごとに申請をお願いします。

給水状況が変更になる場合は、給水系統を記した平面図を添付してください。

休止・廃止の場合は排水設備をキャップ止めした写真と敷地全景写真を添付してください。

給排水設備工事関係申請の注意事項

- ▶ 現在は一般住宅のみ電子申請で受付けています。
- ▶ 設計書・図面等は添付ファイルとして一緒に送ってください。
- ▶ 納付書発行はメールでお知らせします。ボックスに入れますので取りに来てください。
- ▶ 承認になりますとメールでお知らせします。承認設計書をお返ししますのでメールに従ってダウンロードしてください。
- ▶ 審査により書類に不備がありましたらシステム上で返却します。返却通知メールが届きますので修正してください。

給排水設備工事関係の注意事項です。

現在は一般住宅のみ電子申請で受付けています。宅地造成、仮設事務所なども電子申請いただけます。

令和7年度にはすべての建物等を電子申請の対象とします。

設計書・図面など申請に必要な書類はすべて添付して送ってください。添付ファイルは30MBまでです。

納付書発行はメールでお知らせします。ボックスに入れますので取りに来てください。手数料等はシステム上で対応できないため、納付書での対応となります。お手数ですが取りに来ていただきますようお願いいたします。

承認になりますとメールでお知らせします。承認設計書をお返ししますのでメールに従ってダウンロードしてください。

もし、審査の結果不備がありましたら、申請を返却しますので、修正してください。修正が終わりましたら連絡をいただくと助かります。

なお、訂正依頼時の再申請については、【再申込する】ではなく、【修正する】を押下して再申請してください。

再申込は当初のものとは別の申請として新たに申請されてしまいますのでご注意ください。

電子申請の便利な使い方

共同住宅などの使用開始届など、同じような内容の申請を繰り返す場合は、下記の手順を参考にしてください。

1. 一つ目の開始届を通常通り入力する。
2. ページ最下部にある「入力中のデータを保存する」から入力データをパソコン等に保存。（保存データは通常「ダウンロードフォルダ」に【20220000_000000.xml】のような様式で保存されます。）
3. 一つ目の開始届を申請する。
4. 次の内容入力ページを開く。
5. ページ最下部にある「保存データの読み込み」から保存した入力データを読み込む。
6. 読み込んだデータから必要箇所を修正して提出する。



電子申請を多少便利に使える方法を紹介します。

共同住宅などの使用開始届など、同じような内容の申請を繰り返す場合は、下記の手順を参考にしてください。

1. 一つ目の開始届を通常通り入力する。
2. ページ最下部にある「入力中のデータを保存する」から入力データをパソコン等に保存。（保存データは通常「ダウンロードフォルダ」に【20220000_000000.xml】のような様式で保存されます。）
3. 一つ目の開始届を申請する。
4. 次の内容入力ページを開く。
5. ページ最下部にある「保存データの読み込み」から保存した入力データを読み込む。
6. 読み込んだデータから必要箇所を修正して提出する。

指定工事店情報など毎回入力するものもこの方法で入力の省力化が可能です。各申請ごとにデータを作っておくと同じ内容を何回も入力する必要がなくなります。申請する際はお試しください。

ご視聴ありがとうございました

長野市上下水道局
イメージキャラクター

みずなちゃん

